

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針6 豊かな心の力を育む道徳教育の推進

現状と課題

近年、社会環境の変化とともに家庭や地域の教育力や規範意識の低下をはじめ、人間関係の希薄さも指摘されています。子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、規範意識を高め、自らを律しつつ、他者を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実や、子どもが知識を広め、心豊かに人生をよりよく生きられるよう読書活動も重要となっています。

本町では、「私たちの道徳」等を活用して、道徳の時間における指導の充実を図るとともに、全教育活動を通して、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度など道徳性の涵養、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や授業創造、地域の人材や資料の活用などにより、子どもの心に響く道徳教育に努めています。今後はさらに単に豊かな心だけでなく、心の力として内面にある人への思いやりを行動で表現できる心の力、自らのやる気や意欲の喚起につながる心の育成を図る必要があります。

施策の方向性

- ◆道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を充実させ、学校教育全体を通して道徳教育を推進します。
- ◆学校・家庭・地域が連携を図りながら、規範意識や生命を大切にする心、思いやりの心を育むとともに、体験活動などを通して、社会性や豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。
- ◆実際に日常生活や集団生活の中で生かされる道徳教育の推進を図ります。（思いが行動につながる心の力の育成）
- ◆学校・家庭・地域が子どもとのかかわりを大切にして、様々な機会を利用して意欲の好循環を生み出す働きかけを行い、思いを行動で表現できる心の力、自らのやる気や意欲の伸長を促します。

主な施策

(1) 道徳教育の校内指導体制の充実

◇道徳教育推進教師などの研修会や授業研究会を開催し、道徳教育推進教師を中心とした校内指導体制の充実が図れるよう努めます。

(2) 道徳教育における全体計画の活用と改善

◇実態を踏まえて重点化された「全体計画」「年間指導計画」を活用し、着実な実践と工夫改善に努めます。

(3) 道徳教育の家庭や地域社会との連携

◇「私たちの道徳」の活用等を広めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みの推進を支援します。

◇児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる規律ある態度の育成に取り組みます。

◇地域の人材や自然、歴史・風土、伝統・文化など多様な教育資源の活用を図り、発達段階に応じた感性豊かな心を育む道徳教育を推進します。

◇道徳の授業をはじめ他の教科や家庭・地域と連携して、心の豊かさや思いやりを行動で表すことのできる児童生徒の育成に努めます。

(4) 情報モラル・マナーを育てる教育の推進

◇スマートフォン等の情報メディアが急速に普及する中で、児童生徒がインターネット上で様々なトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。児童生徒が安心して安全に情報メディアを利用し、インターネット社会を健全に生きていくことができるよう、ネット利用等に関するルールや責任の明確化を図り、適切な行動ができるよう情報モラル・マナーの教育を推進します。



◆情報モラル授業（上厚真小学校）

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針7 いじめ問題・不登校等の防止への対応

現状と課題

いじめは人権侵害であり、教員や保護者は子どもたちの状況をよく見極め、実態を把握し、いじめの防止や早期発見・早期対応に努める必要があります。

また、不登校には様々な要因があり、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かい対応と未然防止や早期対応に向けた組織的な取り組みの充実が求められています。

いじめや不登校は「どの子にも起こること」という認識の下、「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなど、日ごろから児童生徒理解を進め、問題行動の防止とともに、子どもの悩みや課題の早期発見・早期対応に努めます。

これまで、小・中学校でいじめとして認知された件数や不登校児童生徒は少数ですが、いじめ・不登校問題は、学校の重点課題として位置付け、組織的・継続的な取り組みを実施し、教育相談活動の一層の充実に努めます。

全ての子どもたちが、お互いの人権を尊重しながらともに生きる社会を実現できるよう、人権教育の一層の充実が求められています。

施策の方向性

- ◆ 「厚真町いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの人権教育に取り組み、学校や家庭においていじめ防止及び早期発見・早期対応に向けた取り組みを行うとともに、教育相談活動の充実を図ります。
- ◆ いじめや不登校等の未然防止に向け、仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりと自ら育む資質や能力を身に付ける指導に努めます。
- ◆ 子どもたちが、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。

主な施策

(1) いじめ防止対策の推進

- ◇ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの徹底を図ります。
- ◇ 児童生徒への定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見・早期解消に努め、いじめ問題の解決を目指します。
- ◇ 「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなど、日ごろから児童生徒理解を進め問題行動の防止に努めます。

◇児童生徒自身が「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」をしていくことができる学級・学校づくりを推進します。

(2) 教育相談体制の充実

◇学校の相談体制の充実を図り、いじめの早期発見・早期解消や児童生徒のサポートに努めます。

(3) 不登校児童生徒の発生防止

◇学校の教育相談の充実を図るとともに、小・中学校の連携を推進し不登校児童生徒の発生防止を推進します。

(4) 家庭・地域・関係諸機関との連携

◇家庭・地域など関係諸機関と連携して子どもを取り巻く環境の改善に努め、いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期解決を図ります。

(5) 人権教育推進体制の充実

◇学校では各学年の目標、教科等との関連などを示した人権教育全体計画・年間指導計画の作成を行い、積極的な人権教育の推進に努めます。



◆いじめ防止取組発表（町教研小学校発表会・上厚真小学校）



◆いじめ撲滅集会(厚南中学校)

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針8 生徒指導・教育相談の充実

現状と課題

児童生徒の問題行動の予防や解決に当たっては、学校と家庭が連携して、一貫性をもった生徒指導体制を整備するとともに、信頼関係に基づく生徒指導・教育相談の充実が必要とされています。

町内では、非行など生徒指導上の問題行動につながる行為が散見され、これらの問題の防止や早期発見・早期解消を図るために、小・中・高等学校が連携して対応を行うとともに、児童生徒の情報の共有化と教育相談の充実、生徒指導の研修に努めて、課題解決に取り組まなければなりません。

施策の方向性

- ◆非行の防止対策等、生徒指導の一層の推進に取り組みます。
- ◆小・中・高等学校の相互の連携を一層推進します。
- ◆生徒指導研修、教育相談研修の充実に取り組みます。
- ◆家庭・地域との連携を推進するとともに、児童相談所、警察署などの関係機関と連携します。

主な施策

(1) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

- ◇教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめ・問題行動の早期発見・早期対応に努め早期解消を目指します。
- ◇ネットいじめ問題等を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施し保護者や児童生徒への啓発を行います。

(2) 小中高生徒指導研究協議会の推進

- ◇生徒指導に関する課題の解決に向け、厚真町小中高等学校生徒指導研究協議会を中心に、小・中・高等学校が連携し、情報や生徒指導に係る課題を共有し、解決に向けた取り組みの充実を図ります。

- ◇非行防止の研修会の充実に努めます。

(3) 児童相談所、警察署などの関係諸機関及び家庭や地域との連携

- ◇学校・家庭・地域が連携し児童生徒の健全育成に努めるとともに、児童相談所、警察署などの関係機関と連携を深めて対応に当たります。



◆いじめ撲滅宣言全校集会（厚真中学校）



◆喫煙防止教室（厚南中学校）

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針9 読書活動の推進

現状と課題

学校図書室は、児童・生徒にとって一番身近な本との出会いの場であり、よりよく利用することで、読書の習慣、調べ方の技術が身に付くなど、多くの教育効果が期待されています。学校図書室には、子供たちの興味・関心に即した図書をそろえ、読書活動を支援するとともに、教科学習や特別活動に関連した図書を準備し、調べ学習やホームルーム活動など教員の教育指導との連携や、休み時間や放課後に安心して居られる場所としての機能など幅広い役割があります。

本町では、平成23年度から「厚真町子ども読書活動推進計画」を立てて読書活動の充実を図ってきました。小・中学校においても、子どもたちの読書への関心や意欲を高めるために、「読書タイムの設定」や「読み聞かせボランティアの活用」、「異学年交流や児童会等の活動を活用しての読み聞かせ」など、各学校が工夫して子どもたちの読書に親しむ機会づくりに努めています。

* 現行の学習指導要領では、「言語活動の充実」が位置づけられ、思考力・判断力・表現力を育てるために、今後も読書の習慣化と定着に努めなければなりません。

* 学校図書室の蔵書数については、学校図書室図書標準に基づいて整備水準の達成が図られていますが、かなり年数の経っている蔵書もあることから、学習教材との関連性も図りながら蔵書の入れ替えを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆学校・家庭・地域における読書活動の推進に努めます。
- ◆各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習とともに、「朝読書」など一斉読書などの多様な取り組みを通して、子どもたちの望ましい読書習慣の形成と読書指導の充実を図ります。
- ◆学校図書室の図書の整備促進を進めるとともに、学校図書担当教員を中心とした学校の指導体制の充実を図ります。
- ◆保護者、ボランティア、町図書室等との連携・協力による学校図書機能や読書活動の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域が連携して、読書の楽しさに気づかせるなど読書活動の推進に努めます。

主な施策

(1) 学校ぐるみの読書活動及び読書指導の充実

◇全校一斉の読書の時間を推進するとともに、教師の読書指導の研修や学校図書担当教員の養成により読書活動の充実を図ります。

(2) 町公民館図書室と学校図書室の連携推進

◇移動図書の活用や読み聞かせボランティアとの連携をはじめ、学校図書室の整備・運営に関する支援・相談・助言と情報提供等に努めます。

(3) 家庭や地域と連携した読書活動の推進

◇学校が家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの読書意欲を喚起するとともに、本の紹介方法を工夫するなど、読書活動の推進に努めます。また、一人一人の児童生徒の読書活動の質の向上に努め、充実した読書活動の展開を図ります。

(4) 学校図書の整備充実

◇子どもたちのおう盛な好奇心や教材との関連性などに配慮した図書整備に努め、読書活動の充実を図ります。

◇子どもたちの読書活動を推進するために、^{*}学校司書などの配置の在り方について検討します。



◆学校図書室（厚真中学校）